

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の 別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都下水道局

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		東京都下水道局 篠崎ポンプ所								
事業所の所在地		東京都江戸川区東篠崎二丁目2番10号								
業種等	事業の業種	分類番号	F36	F_電気_ガス_熱供給_水道業	水道業					
		産業分類名	水道業							
	事業所の種類	主たる用途	工場その他上記以外							
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末	28,940.98	m ²	基準年度	28,940.98	m ²
			用途別内訳	事務所	前年度末		m ²	基準年度		m ²
				情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
				放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
				商業	前年度末		m ²	基準年度		m ²
				宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²
				教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²
				医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²
文化				前年度末		m ²	基準年度		m ²	
物流	前年度末				m ²	基準年度		m ²		
駐車場	前年度末			m ²	基準年度		m ²			
		工場その他上記以外	前年度末	28,940.98	m ²	基準年度	28,940.98	m ²		
事業の概要		汚水の送水、雨水の放流								
敷地面積		42,526.05 m ²								

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	東京都下水道局 東部第二下水道事務所 施設課
	電 話 番 号 等	03-5680-1575
公表の 担当部署	名 称	東京都下水道局 総務部広報サービス課
	電 話 番 号 等	03-5320-6693

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.gesui.metro.tokyo.jp
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊 子	冊子名：
		入手方法：
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2014	年度	事業所の使用開始年月日	1984	年	4	月		日
特定地球温暖化対策事業所	2016	年度							

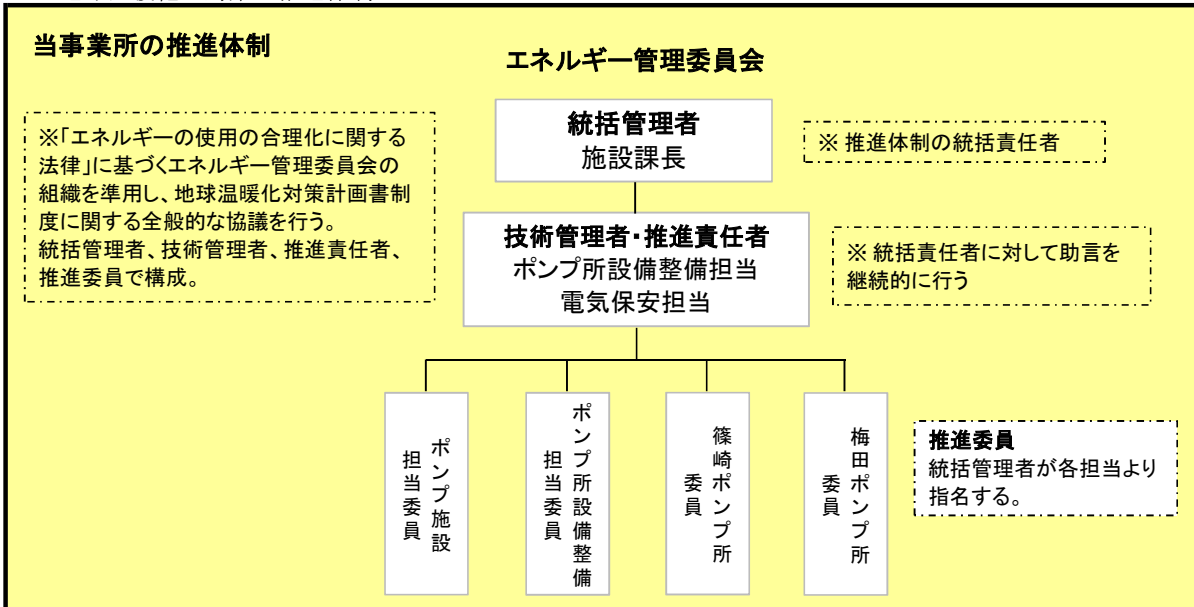
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

東京都下水道局では、「アースプラン2017」を策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2000年度比で30%以上削減することを目標として、以下の方針をまとめた。

1. 事業活動から発生する温室効果ガス排出量を率先的かつ計画的に削減し、環境確保条例の二酸化炭素削減義務を遵守する。
2. 快適な地球環境を次世代に継承する。
3. 日本、ひいては世界の下水道界を力強く牽引するエンジンとして、率先して温室効果ガス排出量の削減対策を推進することで「世界をリードするスマートエネルギー都市」の実現に貢献する。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：
太陽光発電の導入、利用により「再生可能エネルギーの活用」を行うことで、可能な限り自らエネルギーを確保し、化石燃料由来の温室効果ガス排出量を削減する。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	汚水ポンプの高水位運転の実施、不要照明の消灯の実施を徹底することにより、特定温室効果ガスの削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス(その他ガス)は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素排出が主体となっている。従って、節水を行うことでその他ガスを削減する。		
削減義務の概要	基準排出量	3,069 t(二酸化炭素換算)/年	削減義務率の区分	II
	排出上限量(削減義務期間合計)	13,321 t(二酸化炭素換算)	平均削減義務率	13%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2025 年度から 2029 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	汚水ポンプの高水位運転の実施、不要照明の消灯の実施を徹底することにより、特定温室効果ガスの削減を目指す。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス(その他ガス)は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素排出が主体となっている。従って、節水を行うことでその他ガスを削減する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)	3,129	3,182			
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)				
	メタン (CH ₄)				
	一酸化二窒素 (N ₂ O)				
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)				
	パーフルオロカーボン (PFC)				
	六ふっ化いおう (SF ₆)				
	三ふっ化窒素 (NF ₃)				
	上水・下水	8	12		
合計	3,137	3,194			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	108.1	109.9			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2013年度、2014年度、2015年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

前削減計画期間	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
変更年度					

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅱ
----------	---

(4) 削減義務期間

2020年度から	2024年度まで
----------	----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,069	3,069	3,069	3,069	3,069	15,345
	削減義務率 (B)	6.00%	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						13,321
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						2,024
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,129	3,182				6,311
	排出削減量 (F = A - E)	-60	-113				-173

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	当ポンプ所では、「汚水の送水」、「雨水の放流」を行っており、特定温室効果ガスの排出量は、降雨の影響を大きく受ける。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
	【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】				
1	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	汚水ポンプの高水位運転	2014年度～	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
17					
18					
19					
20					
		(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)			
71	500100	50_再生可能エネルギーの 設備導入	太陽光発電設備の導入	2013年度	
72					
73					
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】			
81					
82					
83					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
91	180100	18_排出量取引	下水道局他機場より充当	2024年度	
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京都下水道局では、2017年3月に下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2017」を策定し、温室効果ガス削減対策を実施してきた。温室効果ガスの排出量を2020年度までに2000年度比で25%以上削減する目標を前倒して達成した。2030年の削減目標30%以上削減を達成するため、さらなる取組を実施していく。

1. 徹底した省エネルギー
 - 微細気泡散気装置の導入
 - 省エネルギー型濃縮機・脱水機の導入
 - 省エネルギー型機器・器具の設置
2. 処理工程・方法の見直し
 - ばっ気システムの最適化
 - 新たな燃焼方式の汚泥焼却炉の導入
3. 未利用・再生可能エネルギーの活用
 - 小水力発電
 - アーバンヒート
 - 汚泥のガス化
 - 太陽光発電
4. 技術開発
 - 水処理からN2O排出抑制技術の開発
5. 協働事業
 - グリーン電力・熱証書制度
 - 下水熱を利用した熱供給事業
6. お客さまとの連携
 - 雨水地下浸透の促進

この全体方針に基づき、当事業所では下記の対策を実施し温室効果ガスの排出量を削減していきます。

- (1) 汚水ポンプの電力削減
 - 晴天時における汚水ポンプの高水位運転により揚水電力の削減を図る。

再エネの導入・利用に関する取組みについて：

東京都下水道局では、太陽光発電等省エネ設備の導入を積極的に進めている。
当事業所では、平成25年より20KWの太陽光発電設備を導入している。